

地方独立行政法人府中市病院機構  
平成 30 年度業務実績に関する評価

令和 元 年 8 月  
府 中 市

## はじめに

府中市では、地方独立行政法人法（平成15年号外法律第118号。以下「法」という。）第28条第1項の規定に基づき、地方独立行政法人府中市病院機構（以下「病院機構」という。）の平成30年度の業務実績に関する評価を行った。

評価については、病院機構から提出された事業報告書等をもとに、業務全体の実績及び進捗状況について総合的な評価を行い、地方独立行政法人府中市病院機構評価委員会（以下「評価委員会」という。）から専門的な御意見をいただいた上で、最終的な評価としてまとめたところである。

病院機構におかれでは、この評価を踏まえ、引き続き地域に必要な医療の提供を図るとともに、健全な病院運営の実現に向けて、法第29条の規定に基づく評価結果の適切な取り扱いに努められたい。

## 平成30年度に係る業務の実績等に関する評価

### 【総合的な評定】

平成30年度の病院機構の業務実績については、府中市民病院の外科常勤医師が年度中途で不在になった影響もあり、市からの5,000万円の追加の支援を行ったにも関わらず、約1,500万円の当期純損失となった。

しかし、そのような厳しい状況にあっても、救急機能に直結する病院群輪番制を維持し、休日当番医制を担当する病院としての機能維持が図られていることについては評価するものである。

今後は、医師の働き方改革の推進などの影響もあり、ますます医師の確保が困難となる中、現状の診療機能を維持し、経営環境の改善を図っていくためには、具体的な病院の魅力向上に取り組み、医師が定着しやすい環境を整えるとともに、病院の利用者の満足度を測り、向上させていくことにより、市民にとって利用しやすく、親しまれる取組が必要である。

### 【中期計画に定める事項ごとの評価】

病院機構の業務実績のうち、中期計画の「2 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項」に対する評価については、府中市民病院の外科常勤医師が不在となった中でも、市内の救急医療体制を維持し、両病院の婦人科・小児科の外来診療が維持されていること、また、病院の将来像の確立までには至っていないが、地域包括ケアシステムに資する機能の整備として、府中北市民病院のサービス付き高齢者向け住宅の整備などが進められていることについては評価するものである。

一方で、全国的に自然災害が頻発している現状がある中、災害対策訓練が未実施の状況が続いている。今後のBCP（災害時の事業継続計画）作成に併せ、両病院の備蓄等も含め、緊急時における対応策をきちんと講じておく必要があること、また、ICT技術を活用した地域医療連携については、HMネットの参考件数が増えていないなど、促進されていると言えない状況にあるため、今後は遠隔医療などといったICT技術を活用した医療連携も視野に入れた取組も検討されたい。

併せて、患者情報の保護に関する職員研修が実施されていないことから、個人情報保護に関する職員研修は確実に実施すべきであることを申し添えたい。

中期計画「3 業務運営の改善及び効率化に関する事項」に対する評価については、

病院機構の管理運営体制の確立について、昨年度の評価委員会で指摘があった経営戦略会議の成果が依然として目に見えて表れていないため、引き続き病院機構事務局の体制強化に取り組むべきであること、また、職員教育体制の充実について、両病院とも研究研修費は増加しているものの、研修などへの参加が鈍くなつた職種もあるため、研修への参加を促す環境づくりに取り組むとともに、事務職員の確保・支援と専門知識習得に向けた具体的取組を推進する必要があること、事業者としてのメンタルヘルスの職場単位の集団分析等が実施されておらず、集団での労働安全管理に取り組むという年度計画の目標が達成されていないことなどを課題として指摘する。そのうえで、働きやすさを実感できる環境を職員に提供することが来院者の好印象に繋がり、病院の魅力向上に資することを申し添えたい。

中期計画「4 財務内容の改善に関する事項」、「5 その他業務運営に関する重要事項」及び「6 予算、収支計画及び資金計画」に対する評価については、経営基盤の強化による自律した病院運営のための収入の確保と支出の削減について、府中市民病院において外科の大幅な収益減少があったものの、同病院における内科収益の増加や府中北市民病院における収支改善などにより財政面のマイナスが縮減されたこと、及び府中北市民病院におけるサービス付き高齢者向け住宅への施設改修の取組により利用頻度の低い施設、設備の利活用策が図られていることについては評価するものであるが、市からの財政支援について、予期せぬ事情による収益減少があったとはいえ、中期目標期間中の負担として当初に定めた額に加え5,000万円の追加支援が必要となっており、また、医療機器などの整備については中期計画と大きなかい離が見られるため、次期中期目標期間においては、経営状況の判断基準となる各指標の目標達成を図りつつ、更なる経営改善に取り組むべきであることを申し添えたい。

なお、「7 短期借入金の限度額」以降の項目については、該当する取組がなかったため、評価を割愛することとする。